

第24期第15回農業委員会総会

◇日時 令和3年9月15日(水)午後2時00分

◇場所 昭島市役所 庁議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 6番 細井洋治 7番 高垣明枝

◇事務局 飯島農政係長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 認定都市農地の利用状況の報告書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

農政係長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため事務局説明は無しとさせていただきます、総会資料を参考にさせていただきたいと思います。
それでは、議長お願いします。

議長 本日はお忙しい中、また、コロナ過の中ご出席いただきましてありがとうございます。なかなか終息する気配もなく長引いています。また、昨日は長時間に渡りまして、ご出席いただきましてお疲れ様でございました。特定生産緑地の部分も話の中に出ておりましたが平成4年分に関しましては9月末をもちまして申し込みの申請受付は終了致します。順調にいつていると聞いていますが、まだ残っているところもありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長 それでは、只今から、第15回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
6番 細井委員 7番 高垣委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 認定都市農地の利用状況の報告書について (1件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (4件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (4件)

議長 議案第1号 番号1 認定都市農地の利用状況の報告書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年9月15日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号1 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積593㎡ 地番■■■

登記簿畑 現況畑 面積719㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積814㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積522㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積880㎡ 面積合計3,528㎡ 貸付人 ■■■ ■■■ 借受人 ■■■ ■■■ ■■■ 契約期間 2019年10月1日から2024年9月30日まで 種類 使用貸借

議長

事務局より農地パトロールについての補足説明願います。

農政係長

最初に貸付け人の■■■さまでございすが、お亡くなりになっています。現在、娘の■■■在住の■■■さんが所有者となりまして、農地の所在のある大神町担当の石川委員に現地確認をお願いしました。総会資料の貸付け人は、■■■さまですが、2024年まで契約があり、貸付け人以外の契約変更が御座いませので、次の契約で■■■さまに変わることになります。机上資料になります。おめくり頂きまして 3認定農業者の行う耕作の事業の実施状況でございす。イ 生産した農産物の5割以上を農地のある区市や隣接している区市で販売した。もう一点が、ハの(2) 申請地の耕土の流出の防止、無農薬・減農薬栽培など国土及び環境の保全に資する取り組みなどを実施する。となります。その下です。所有者(娘になります)が年間32日以上の従事を行いました。最後のページ下の方になります。借主は年間320日の従事となっています。以上補足でございす。

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の4番 石川委員説明願います。

4番委員

はい、説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、借受人です。調査年月日は、令和3年9月6日 立会い者は、借受人、会長、職務代理、B班(清水委員、宮崎委員、小町委員、細井委員)です。労働日数は年320日。土地の案内につきましては、■■■を北へ約30m進んで右折し、約10m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、農地全面耕運してあり秋冬野菜の準備中です。年間の作付け状況は、春は、ニンジン、ホウレンソウ、カブ、小松菜。夏は、ニンジン、ホウレンソウ、カブ、小松菜、ジャガイモ。秋は、カブ、ホウレンソウ、小松菜。冬は、カブ、ホウレンソウ、小松菜です。主な出荷先は、仲卸業者、東京野菜ネットワーク、直販です。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書についてご了承ください。

議長

次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございす。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積29㎡ 届出人 ■
■■■ ■■■ 転用目的 公衆用道路

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月11日 土地の案内につきましては、■■■より、■■■を福生方向へ345m進み、右折し74m進み左折し、15m進んだ右側になります。農地の状況は、公図上の道より、セットバックした位置に境界石が布設されて道の一部となっていました。周囲の状況は、東は、道路。南は、道路。西は、宅地。北は、畑です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積118㎡ 地番■■■
登記簿畑 現況畑 面積208㎡ 面積合計326㎡ 届出人、■■■ ■■■ 転用目的、自用住宅、公衆用道路

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月7日 土地の案内につきましては、■■■交差点より■■■を南方向へ405m進み左折し38m進んだ右側の土地です。農地の状況は、宅地造成中でした。北側の道路より約2mほど下がった土地であり埋め立て中です。地番■■■が住宅用の道路、地番■■■が自用住宅と思われます。周囲の状況は、東は、住宅。南は、畑。西は、造成中の土地。北は、道路です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第1号 番号3 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積614㎡ 届出人、■■■ ■■■ 転用目的は、住宅建設

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
11番 宮寄委員説明願います。

11番委員 はい、説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月11日 土地の案内につきましては、■■■方面へ進み、■■■交差点を右折し60m南下2つ目のTの字を右折し約40m進み最初のTの字を左折して30m進んだ左側の土地です。農地の状況は、1/2を自用住宅基礎コンクリートが打っており、南1/2は平屋のアパートが4棟がまだありました。周囲の状況は、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路。北は、果樹園です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号4 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況駐車場 面積13㎡ 届出人、■■■ ■■■ 転用目的、戸建住宅建設

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明致します。
番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月12日 土地の案内につきましては、■■■交差点より西へ約100m進んだ左側の土地です。農地の状況は、アスファルト舗装がほどこされた土地です。周囲の状況は、東は、道路。南は、駐車場。西は、道路。北は、道路です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積45㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積324 面積合計369㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転で駐車場

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい。説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月11日 土地の案内につきましては、■■■交差点を■■■方

面に90m進み右側の土地です。農地の状況ですが、砂利敷の駐車場になっていて5台の車が駐車していました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、住宅。北は道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積188㎡ 地番■■■
登記簿畑 現況雑種地 面積128㎡ 面積合計316㎡ 譲受人、■■■ ■■■
■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ ■■■ 転用目的、所有権移
転分譲住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい。説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月8日 土地の案内につきましては、■■■を線路沿いに昭島駅方面に200m進み西上道踏切から先へ74m進み、住宅の間を右へ入り45m進んだ突き当りの土地です。農地の状況ですが、コンクリートで固められた平地。地番■■■は近くの工事の廃材置場になっており、■■■は車止めのある駐車場跡の宅地。周囲の状況ですが、東は、畑。南は、住宅。西は、住宅。北は高木数本の林です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積208㎡ 地番■■■
登記簿畑 現況畑 面積31㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積708㎡ 面積合計947㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■
■■■ 転用目的は、所有権移転公衆用道路、分譲住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい。説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月7日 土地の案内につきましては、■■■交差点より■■■通りを南方向へ405m進み左折して38m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、宅地造成中で、北側の道路より約2m下がった土地であり埋め立て中です。地番■■■は道路。地番■■■は北側道路のセットバック部分、地番■■■に住

宅を建てるようです。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、畑。西は、住宅。北は道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積115㎡ 地番■■■
登記簿畑 現況畑 面積446㎡ 面積合計561㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■
■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転自用住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
9番 指田委員説明願います。

9番委員 はい。説明致します。
番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。調査年月日は、令和3年9月11日 土地の案内につきましては、■■■交差点を斜め左折し70m進んで■■■交差点を左に進み105m進みTの字を左折し45m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、雑草地。一部貸農園となっている。周囲の状況ですが、東は、遊歩道。南は、ビニールハウス。西は、道路。北は、畑です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		